

改正

平成30年9月25日告示第77号
令和元年11月29日告示第117号
令和2年3月17日告示第23号
令和4年3月11日告示第35号
令和5年4月28日告示第74号

飯綱町運転免許証自主返納者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の移動手段を自家用車から公共交通へ転換することを促し、もって公共交通の利用促進及び交通事故の抑止を図ることを目的とし、運転に不安をもつ者の免許証の自主返納後の移動を支援するため、運転免許証自主返納者支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により全ての免許の取消しを申請し、免許証を返納することをいう。
- (3) 取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する申請による運転免許の取消通知書をいう。

(対象者)

第3条 この支援事業の対象となる者は、平成29年4月1日以降に自らが所有する免許証を自主返納した者であって、返納時及び交付基準日において、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、町長が特別な事情があると認めた場合はこの限りでない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 本町において住民税等の滞納がない者

2 前項の交付基準日は、次の各号に定める日とする。

- (1) 初年度は、第5条第1項の申請の日（以下「申請日」という。）
- (2) 二年度目以降は、その年度の4月1日

(支援の内容)

第4条 町長は対象者に対し、予算の範囲内において、一年度につき1回、対象者の申請に基づき、次の各号のうちから二つ以内の支援を行うものとする。

- (1) 長野市公共交通活性化・再生協議会が発行するKURURUカードにチャージする

ことができる5,000ポイント（交付基準日において、70歳以上の対象者は2,000ポイント）の交換券の交付による支援

(2) しなの鉄道株式会社北しなの線牟礼～長野間普通回数券、11枚の交付による支援

(3) 町内に事業所を有するタクシー事業者で利用することができる、タクシー利用券500円分10枚の交付による支援

2 前項第2号の支援を二つ選択した場合には、2回以上に分けて支援することができるものとする。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者は、運転免許証自主返納者支援事業申請書（様式第1号）

に、取消通知書の写しを添えて町長に申請するものとする。

2 二年度目以降の申請については、町長が別に定める方法によるものとする。

(禁止事項)

第6条 この支援事業による支援を受けた者（次条において「受給者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(支援の取消)

第7条 町長は、受給者が虚偽その他不正な行為により支援を受けたとき、又は前条の規定に違反したときは、支援を取消することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月25日告示第77号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日告示第117号）

この告示は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日告示第23号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日告示第35号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月28日告示第74号）

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

運転免許証自主返納者支援事業申請書

年 月 日

飯綱町長

様

住 所 飯綱町大字

氏 名 ⑩

生年月日

電 話

私は、運転免許証を自主返納しましたので、飯綱町運転免許証自主返納者支援事業実施要綱第5条の規定により支援の申請をいたします。

1 取消年月日 年 月 日

2 希望する支援内容

第4条第1項

第1号 長野市公共交通活性化・再生協議会が発行する KURURU カードにチャージすることができる 5,000 ポイント (交付基準日において、70 歳以上の対象者は 2,000 ポイント) 交換券

第2号 しなの鉄道株式会社北しなの線牟礼～長野間普通回数券、11 枚

第3号 町内に事業所を有するタクシー事業者で利用することができる、タクシー利用券 500 円分 10 枚

※希望する支援内容の 2つに (チェック)

支援の審査にあたり、私に係る住民基本台帳並びに町税及び水道料等の納付状況を飯綱町が使用・閲覧することを承諾します。